

DNA 型などの個人識別データの採取・保管・利用の許否

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 令和 5 年 2 月 17 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 3808 号
【事 件 名】 DNA 型、指紋及び写真データの抹消等請求事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 197 条、国家賠償法 1 条 1 項
【掲 載 誌】 公刊物未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25594817

立命館大学教授 瀧野貴生

事実の概要

原告は、平成 31 年 1 月 3 日、自宅から車を運転して、愛知県立 A 高校付近の用水路に赴き、看板により立入禁止場所であることが明示されていたにもかかわらず、ガードレールを乗り越えて護岸に入り、釣りをしていたところ、警ら中の警察官 E に発見された。警察官 E は、原告を軽犯罪法違反の被疑者として任意で捜査することとした。現場での事情聴取等を終えたのち、原告は、警察官が乗車する 2 台のバイクに誘導され、後方にパトカー 1 台に追尾される状態で、警察署まで自車で任意同行した。

原告は、同日午後 5 時頃から警察署内で、警察官 E から軽犯罪法違反の被疑事実について 2 時間程度取調べを受けた。取調べが終了したのち、警察官 F が、鑑識作業室において原告の写真撮影を行い、また、原告の指掌紋を採取した。さらに、警察官 F は、原告に任意提出書及び所有権放棄書へ署名させた上で、DNA 型鑑定試料を採取した（以下、本件で採取された個人識別データをまとめて、「本件 3 記録」という）。鑑識作業を終えた後、警察官 E は原告の両親に電話をかけ、警察署まで迎えに来るように依頼し、原告の両親は、同日午後 8 時頃、原告を引き取るために警察署を来訪した。

その後、本件被疑事件は検察官に送致され、検察官は、平成 31 年 2 月 27 日に本件被疑事件について不起訴処分をした。

これに対して、原告は、警察官が本件 3 記録を採取したことは、法律に基づかずに強制処分を行ったものとして違憲違法であると主張し、また

採取した本件 3 記録を保管していることは、憲法 13 条により人格権として保障される情報自己決定権を侵害し、違憲違法であると主張して、人格権に基づく妨害排除請求として本件 3 記録の削除を求めるとともに、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求を行った。

本件 3 記録は、国家公安委員会が制定した「DNA 型記録取扱規則」、「指掌紋取扱規則」、「被疑者写真の管理及び運用に関する規則」に基づいて保管、抹消、廃棄されることになっている。いずれの規則でも、利用目的は「犯罪捜査に資すること」とされ（各規則 1 条）、また、いずれの規則でも、「記録（等）を保管する必要がなくなったとき」には、記録等を抹消又は廃棄しなければならない旨、規定されている（写真規則 5 条、指掌紋規則 5 条 3 項、DNA 型規則 7 条 1 項）。

判決の要旨

本判決は、まず、本件 3 記録の採取について、「原告について軽犯罪法 1 条 32 号違反の犯罪事実を取り調べる必要性があったことは明らかであり、本件採取についてもその必要性がなかったとはいえず、警察比例の原則を逸脱したなどと容易にいえぬものでもない」とし、「本件採取の際、原告は、DNA 型鑑定試料については任意提出書及び所有権放棄書を提出しており、原告が本件採取の際に特段の異議を唱え、あるいは強い抵抗を示したことを認めるに足る証拠もない」ので、違法ではないと判断した。

また、本件 3 記録の保管・利用についても、各

記録の性質について検討し、「被疑者写真記録ないし指掌紋記録は、被疑者の容貌等の記録であり、個人を識別するための情報にとどまるものであり、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報であるとはいえない。また、DNA 型記録は、現在警察において行われている鑑定手法を踏まえれば、個人の識別に必要な情報を超えるいわゆる遺伝情報等を含むとは認められず、やはりそれ自体で秘匿性の高い情報であるとまではいえない」と性格づけた。その上で、本判決は、指掌紋記録及び DNA 型記録には被疑事件の罪名等が記載されている点を捉えて、「これらの記録には秘匿性の高い情報も記載されているといえることができる」が、「本件 3 記録を含む各記録の保管は警察法等に基づく適法な委任に基づいて定められた各規則に基づくものであり、行政機関個人情報保護法及び個人情報保護法に基づいてその制約の中で利用されていることを踏まえると、各記録はこれらの法令に基づいて保管されているといえる」とした。そして、「本件 3 記録について法令等の根拠に基づかず、又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示され、又は公表される具体的な危険が生じていると認めるに足る証拠はない」から、「原告の人格的利益（人格権）の侵害があったということとはできない」と結論づけた。

判例の解説

一 採取の法益侵害性

証拠等の収集行為が強制処分に分類される場合には、その行為は、強制処分法定主義及び令状主義の要求を満たさなければならない¹⁾。この点、本判決には、本件 3 記録の性質について、「個人を識別するための情報にとどまる」（傍点筆者）と述べているところから窺われるように、その取得が重大なプライバシー侵害に当たり、強制処分に分類されるべきという発想はないようである。しかし、個人識別データの取得について、強制処分には当たらないと、あっさり評価してしまってよいかは問題である。実際、DNA 型について、「個人識別情報である DNA 型をむやみに捜査機関によって認識されない利益」は「強制処分を要求して保護すべき重要な利益である」と明言した裁判例も存在する²⁾。同裁判例が判示するように、まずは、各個人識別データの採取が、対象者の重要

な法益を侵害しているかどうかを本格的に検討する必要がある。

個人識別情報によって侵害されるプライバシーの重大性は、採取されるデータの個人識別能力の高さに連動すると考えられている³⁾。これに対して、個人識別能力の高さをプライバシー侵害の重大性に結び付けることに異論もあるかもしれない。というのは、捜査機関に個人識別データを取得されても、自分が犯罪に関わらなければ、犯罪の証拠が自己の個人識別データにヒットすることはないのだから、プライバシーに対する侵害は存在するとしても軽微な程度にとどまるのではないか、という素朴な疑問が生じうるからである。個人識別情報が罪名と紐づけられる点にしか秘匿性の価値を見出していない本判決は、まさにこのようなナイーブな感覚を率直に語ったものといえよう。そこで、情報が有する個人識別能力とプライバシー侵害性とが直結する理由について理論的に整理しておこう。

私たちは、仮に自ら犯罪を行わないことは保証できたとしても、自らが犯罪に関わったと捜査機関から疑われないと断言することはできない。実際、のちに犯罪が発生する現場となった場所に、犯罪とは全く関係なく過去に立ち寄ったことがあるとき、立ち寄った際に、DNA 型物質や指掌紋を残したり、防犯カメラに顔画像を取られてしまうことは、現代生活においては回避することはほぼ不可能である。そのような個人識別データは、のちに犯罪が発生したときに、捜査機関によって「証拠」として収集されることになる。そして、さらにその後、あなたは、当該「証拠」と突合するために、個人識別データを収集されるのである。このことによって、私たちは、2つの意味で深刻なプライバシー侵害を受けることになる。1つは、証拠を収集された場所に行っていたというプライバシー情報が暴かれるという側面である。たとえば、その場所が病院だったとしたら、他人に知られたくない病名が明らかになってしまうかもしれない。もう1つは、犯罪が発生した場所に立ち寄ったことはあるが、いつ立ち寄ったかは判然としないうちにもかかわらず、犯罪との関連性を疑われることによって、いわれのない嫌疑をかけられ、冤罪に巻き込まれるリスクを生じさせるという側面である。これらのリスクの発生を回避しようとする、私たちは、過剰に引きこもるしか方法がなく

なる。つまり、捜査機関によって個人識別データが取得されるということは、取得された市民の行動の自由に対して著しい委縮効果を必然的にもたらすのである。そして、いずれの侵害も、データが有する個人識別能力が高まれば高まるほど、大きくならざるを得ない。それゆえ、個人識別データの収集は、重大なプライバシー侵害を生じさせる行為として、本来的に、強制処分と性格づけるべきなのである。

DNA型及び指掌紋の個人識別能力の高さはいまさら指摘するまでもないだろう。また、顔写真についても、AIを利用した顔認証技術が急速に実装化しつつある現在、個人識別能力は格段に高まっている⁴⁾。科学技術の発展に伴い、従来は、強制処分に分類せずにすんでいた個人識別データについても、その法的性格を捉え直して、適切な規制をかけていくべき時期に来ていることを本件をも契機として認識する必要がある。

二 同意の有無と有効性

本判決は、個人識別データ採取の際に強い抵抗がなかった点も、採取の違法性を否定する根拠の1つとしている。それでは、「同意」あるいはその逆の「抵抗」と強制処分性の認定との間にはいかなる関係があるのだろうか。換言すれば、重大なプライバシー侵害を同意によって適法化することができるのだろうか。

実は、この問い自体が背理であることが案外気づかれていないように思われる。考えてみてほしい。法益侵害の量が増大すればするほど、本気でそのような法益侵害を受けてもよいと了承する人は、とてつもなく我慢強い人を除いて、いなくなってくる。そして、法益侵害の程度が重大に至ると、もはやそのような法益侵害を真意で受け入れる人は皆無になる。重大な法益侵害を必然的に生じさせる捜査行為について、対象者が真摯な同意をすることはあり得ないのだから、同意によって、強制処分性が解除される可能性は想定し得ない。それゆえ、本件において、たとえ形式的に同意するプロセスがあったとしても、規範的には、真摯な同意があったと評価することはできない。

しかも、実際には、形式的な同意があったかどうかさえ怪しいところである。なぜなら、一般の市民が、突然、取調べに呼び出され、密室の取調室の中で、「はい、ここに指印を押して」「はい、

次は写真を撮るね」「ちょっと口開けて、綿棒で口内を拭ってサンプル取るだけだから」と、あたかも流れ作業のように警察官から指示されたときに、拒否する選択肢があることすら想像できないだろう、と考えることこそ経験則にかなっていないと思われるからである。この点でも、本判決の認定は皮相的すぎるように思われる。

三 保管・利用の法益侵害性

個人識別データの採取によって直接解明しようとした事件の処理が終了したのちも、捜査機関が、当該事件の捜査の過程で特定した個人識別データについて、別の事件で利用することを予定して、保管し、データベースに登録する場合には、プライバシーに対する新たな侵害が生じる。個人識別データの保管・利用には、個人識別データの取得には収まり切れない固有の法益侵害が伴うといわなければならない。なぜなら、データベース化によって、個人の行動に対する捕捉性が一気に高まり、そのことによって、個人の行動の自由に対する委縮効果も飛躍的に高まるからである⁵⁾。

個人識別データがデータベースに搭載されると、犯罪が発生するたびにあらゆる機会に当該個人識別データが検索されることになる。しかも、検索の結果、犯罪発生時から遡ること一定の期間に犯罪が発生した場所に立ち寄ったことがあるすべての場合についてヒットする可能性がある⁶⁾。このような事態は、もはや個人の行動に対する恒常的・継続的な監視にほかならず、行動の自由に対する委縮効果は、犯行現場で収集された証拠と当該事件の捜査として収集された個人識別データとの1回限りの突合とは比較にならないほど大きくならざるを得ない。

以上の検討を踏まえると、個人識別データのデータベース登載は、それ自体として重大な法益侵害を生じさせ、したがって、データベース化自体、強制処分として刑事訴訟法で規定しない限りは許されないという結論になる。しかも、法益侵害の程度は、従来の強制処分以上に大きいと評価すべきであるから、刑事訴訟法で定めるべき実体的要件は、一層厳格に限定されなければならない。たとえば、重大な犯罪でかつ再犯可能性が高くかつ犯行の際に生体情報が遺留される蓋然性の高い罪種に限定すること、有罪判決が確定した者に限ること、登載期間に合理的な限定を設け、期間経

過後は速やかに抹消することを条件とすることなどが必須の要件として求められることになる。

なお、無罪判決確定者の個人識別データの抹消を命じた近時の裁判例においても、法益侵害の重大性に対する評価はともかくとして⁷⁾、個人識別データの利用・管理には固有の自由に対する侵害があること、自由に対する侵害の内実が「個人識別データが継続的に保有されるとした場合に将来どのように使われるか分からないことによる一般的な不安の存在や被侵害意識が惹起され、結果として国民の行動を委縮させる効果」がある点に存すること自体は認められている⁸⁾。

四 データベース登載目的での収集の違法性

本件は、捜査として、「正当な理由」がおおよそ認められないという点でも違法である。

本件は、立入禁止の用水路の護岸に入って釣りをしていたところを警察官に現認されたという事案である。車を運転して任意同行に応じているのだから、免許証等で身元も早い段階で確認できていたものと思われる。現に、その後、両親とも連絡がついている。つまり、本件で、被疑者を発見したり、特定したりするために、原告の顔写真と指掌紋を採取し、さらに DNA 型鑑定のために口内から細胞片を採取する必要性はもともと一切ない。にもかかわらず、本件において、これらの個人識別データを採取した目的は、もっぱらデータベースに登載するという点にあるとしか考えられない。このような行為は、もはや刑事訴訟法上の捜査ですらない。したがって、憲法 35 条が要求する「正当な理由」、とりわけ「証拠であることの蓋然性」を満たす可能性は皆無である。つまり、本件は、仮に将来、たとえば DNA 型サンプルを収集することを許す法律が立法されたとしても、おおよそそこで定められるはずの要件を満たすことはあり得ない事実関係であることを認識しつつ、捜査機関があえてそのような蛮行を行った事例と評価せざるを得ない。

これまで、指紋などの個人識別データは、現に捜査の対象としている特定の被疑事実との関連性や被疑者の特定にとっての必要性についてうやむやにしたまま、国家公安委員会規則という、刑事訴訟法において適正に法定されたわけでもないルールにしたがって、漫然と収集され続けてきた。しかも、そのルールは、「犯罪捜査に資する」と

か「必要でなくなったとき」といった、保管者の主観でどうとでも解釈・運用できる、ほとんど無限定な内容となっている⁹⁾。実際、本判決自身も、「当該被疑事実の捜査終了後は、別の被疑事実において取得した資料から作成した記録と照合するために整理保管することも、……『犯罪捜査に資すること』といった目的に含まれるといわざるを得ない」と解釈している。このような解釈が許されてしまうルールに、何らかの歯止めを期待することができるであろうか。本解説で指摘した点は、いずれも避けて通れない理論の問題点として、今後、本格的に議論されるべきであろう。

●——注

- 1) 紙幅の関係で、引用文献は最小限にとどめざるを得なかった。参考文献も含め、詳細は、渕野貴生「捜査手段としての DNA サンプル採取とデータベース登録の許容性」立命 399 = 400 号 (2022 年) 785 頁以下を参照されたい。
- 2) 東京高判平 28・8・23 判タ 1441 頁 77 頁。
- 3) 中谷雄二郎「DNA 型情報の詐欺的取得について——捜査行為の強制処分性の判断基準」刑ジャ 59 号 (2019 年) 49 頁など。
- 4) 尾崎愛美「犯罪捜査を目的とした顔認証技術の利用に対する法的規制のあり方——米国の議論を参考に」情報ネットワーク・ローレビュー 19 巻 (2020 年) 30 頁以下。
- 5) データベース化による委縮効果について、詳細は、山本龍彦『プライバシーの権利を考える』(信山社、2017 年) 77 頁、229 頁以下。
- 6) このようなインデックス的性質が、個人識別データに対する情報自己決定権による保護の必要性を根拠づけると説くものとして、玉蟲由樹「警察 DNA データベースの合憲性」日法 82 巻 2 号 (2016 年) 437 頁など。
- 7) この点に対する裁判所の判断に対しては、法益侵害性を低めに評価しているのではないかとの指摘も見られる。たとえば参照、堀口悟郎「DNA 型記録とプライバシー権」法教 509 号 (2023 年) 78 頁以下、瑞慶山広大「警察庁データベースから無罪確定者の DNA 型記録の抹消が認められた事例」法セ 814 号 (2022 年) 129 頁。
- 8) 名古屋地判令 4・1・18 判時 2522 号 62 頁。本判決の意義については、参照、毛利透「無罪判決確定者の DNA 型データ等の保管の許容性」法教 500 号 (2022 年) 101 頁、高橋和広「国に対する DNA 型等データの抹消請求が認容された事例」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 31 号 (2022 年) 19 頁以下。
- 9) 同様の指摘をするものとして、参照、岡田悦典「アメリカ合衆国における被逮捕者に対する DNA 捜査とその規制——連邦最高裁 Maryland v. King 判決を中心として」南山 45 巻 2 号 (2021 年) 148 頁。